

改正

平成30年3月28日告示第12号

西海市消防団協力事業所表示制度実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、西海市消防団に積極的に協力している事業所又はその他の団体に対して、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 第4条に規定する認定を受けた事業所等をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証 前号の事業所に対して、消防団活動に協力する証として交付した表示証（以下「表示証という」）をいう。
- (4) 消防団長等 消防団長のほか、自治会長等の消防団活動を支援する者をいう。

(表示証の交付申請及び推薦)

第3条 消防団協力事業所としての認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、市長に西海市消防団協力事業所表示証交付（継続）申請書（様式第1号）により申請を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、消防団長等は、消防団活動に協力している事業所等について、当該事業所等の意思を確認の上、市長に西海市消防団協力事業所表示証交付推薦書（様式第2号）により推薦することができる。

(消防団協力事業所の認定)

第4条 市長は、前条に規定する申請又は推薦があった場合において、当該事業所等が、消防関係法令に違反しておらず、かつ、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、消防団協力事業所として認定するものとする。

- (1) 当該事業所等の従業員が、消防団員として入団している事業所等
- (2) 当該従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- (3) 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与している等の市長が特に優良と認める事業所等

(表示証の交付)

第5条 市長は、前条の規定により消防団協力事業所の認定を行ったときは、当該消防団協力事業所に表示証（様式第3号）を交付するものとする。

2 消防団協力事業所として認定した事業所等が他の市町村からも同様の制度により認定を受けている場合は、協議の上、他の市町村長と連名で、表示証を交付することができるものとする。

(表示証の表示)

第6条 表示証は、次に掲げる場所等に表示するものとする。

- (1) 消防団協力事業所の見えやすい場所
- (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行う映像その他の広告

(表示証交付整理簿の備え付け)

第7条 市長は、表示証の交付に際して、西海市消防団協力事業所表示証交付整理簿（様式第4号）に、事業所等の名称、所在地、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

2 西海市消防団協力事業所表示証交付整理簿は、総務部防災基地対策課に備え付けるものとする。

(表示証の有効期間等)

第8条 表示の有効期間は、原則として、認定の日から2年又は第10条の規定による認定の取消しの

日までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証（以下「総務省消防庁表示証」という。）の交付を受けた場合は、表示の有効期間は、総務省消防庁消防団協力事業所の総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年間とする。

2 表示証の表示の効力が失効した事業所等については、第6条に規定する表示を行うことができない。

（継続手続）

第9条 認定の継続を希望する消防団協力事業所は、表示証の有効期限満了日の30日前までに、西海市消防団協力事業所表示証交付（継続）申請書（様式第1号）により継続手続を行うものとする。

（認定の取消し）

第10条 市長は、消防団協力事業所が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。この場合において、市長は、相手方に対し、西海市消防団協力事業所認定取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（1）事業を廃止し、又は休止したとき。

（2）第4条に規定する基準を満たさなくなったとき。

（3）偽りその他不正な手段により消防団協力事業所の認定を受けたとき。

（4）前3号に掲げるもののほか、その他消防団協力事業所としての表示が適当でないときと認めるとき。

2 前項の規定により消防団協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに表示証を市長へ返還しなければならない。

（協力事業所の公表）

第11条 市長は、消防団協力事業所の名称、消防団への協力内容、その他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

（補則）

第12条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。